

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

液化石油ガス小委員会（第11回）議事録

日時：平成31年3月6日（水曜日）14時00分～15時45分

場所：経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

議題：

1. 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針のフォローアップ状況等について
2. 次期保安対策指針（行動計画）の策定に向けた検討状況について
3. 質量販売の保安に関する検討状況について
4. その他

○田村ガス安全室長 皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私はガス安全室長の田村でございます。

定刻より若干早目ではございますが、定時にお着きいただく委員の先生方につきましては全員揃っておられるようでございますので、只今から第11回液化石油ガス小委員会を開催いたしたいと思います。

開催に当たりまして、福島大臣官房技術総括・保安審議官よりご挨拶をさせていただきます。

○福島技術総括・保安審議官 皆さん、年度末のお忙しいところ、ありがとうございます。今日は液化石油ガス小委員会ということで、1年間を振り返ってということで、いろいろなご意見を賜れればと思っております。

まず事故の発生状況ですけれども、件数はまだ若干増えているようですが、負傷者数が、事故統計をとり始めて以来の最少の46名ということで、これも皆様方のご尽力のおかげだと思っております。しかしながら、CO中毒については死亡事故が1件発生したということで、死亡事故以外にも発生しておりますけれども、そういった意味では、CO中毒については引き続き注意が必要ではないかと思っております。

また、昨年は自然災害が多発しておりまして、特に西日本豪雨の際には、LPボンベが川と海に流出をし、全協を中心に、多くの方々のご尽力もあって、かなり集めていただきました。海上保安庁の方にもご協力を来ていただいて集めたということで、それによる事故は特になかったということで、これについても御礼を申し上げます。

また、本日は次の保安対策指針についての議論ですとか、質量販売の保安規制のあり方等についても審議をしていただくということで、それにつきましてもよろしくお願ひいたします。

災害がある中でボンベの流出等はございましたけれども、LPガスというのは非常に災害に強いということで、ガスについては、昨年、大阪北部地震で都市ガスが一部、供給障害がございましたが、これも1週間で復旧しておりますし、それ以外の台風、北海道の地震についても特に大きな事故なり供給停止はなかったということで、安定したエネルギー源として需要があるということですけれども、まだ事故はなくなってはおりませんので、そういう観点からも、本日は活発なご意見を聞かせていただけたらと思っております。長時間になりますが、よろしくお願ひいたします。

○田村ガス安全室長 それでは、ここからの議事進行につきましては橋川委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○橋川委員長 皆さん、こんにちは。委員長の橋川です。今年もよろしくお願ひいたします。

最近のニュースでも、LPガスのアジア諸国での使用が非常に伸びているということで、国際的なエネルギーになりつつあるわけですが、日本の経験でも、LPガスの普及のプロセスというのは保安との戦いでもあったわけで、その意味で日本は今のところ、一番最先端を走っていると思いますので、これに油断することなく、保安に磨きをかけていきたいと思います。重要な審議会だと思いますので、皆さん、よろしくお願ひいたします。

本日は資料もたくさんございまして、効率的に議事を進めていきたいと思います。適宜、資料の幾つかをまとめて切って、質疑応答を受けていきたいと思います。

まず事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○田村ガス安全室長 それでは、配付資料の確認の前に、本日の小委員会につきましては、吉川委員が若干遅れてご到着とあらかじめご連絡いただいてございます。また、ご欠席の委員が小林委員、それから多田委員の2名でございます。定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、今回から新たにご出席いただく委員の方々を、私の方からお名前をご紹介させていただきます。

まず松村委員のご後任といたしまして、日本コミュニティガス協会の相良英夫委員。

○相良委員 日本コミュニティガス協会の相良でございます。どうぞよろしくお願ひい

いたします。

○田村ガス安全室長 よろしくお願ひいたします。

次に、近藤委員のご後任といたしまして、茨城県の服部隆全委員でございますが、本日は代理で稻垣様にご出席いただいてございます。

それから、赤松委員のご後任といたしまして、全国LPGガス協会の立原孝夫委員でございます。

○立原委員 立原でございます。よろしくお願ひいたします。

○田村ガス安全室長 また本日はオブザーバーといたしまして、全国LPGガス協会内藤専務理事にもご出席いただいてございます。

○内藤オブザーバー 内藤でございます。よろしくお願ひします。

○田村ガス安全室長 よろしくお願ひいたします。

また、事務局メンバーにつきましても、昨年、米田大臣官房産業保安担当審議官が着任いたしました。今回会合から出席させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○米田産業保安担当審議官 よろしくお願ひします。

○田村ガス安全室長 続きまして、資料についてでございますが、経済産業省では審議会等のペーパーレス化を進めてございます。本日もタブレットにより、電子ファイルをご覧いただく形式でよろしくお願ひいたします。

お手元のタブレットにつきましては、既に資料が参照できる状態となっておりますので、資料をご覧になる際は資料番号を付したファイルをタップいただければと思います。

本日の資料につきましては、ファイル名の一覧にありますとおり、資料1－1から資料4－2までと、それから参考資料1から5までとなります。もしタブレットの不具合や操作についてご不明な点がございましたら、いつでも挙手の上、係の者にお知らせください。

○橋川委員長 それでは、早速ですが、議事に入っていきたいと思います。

議事次第にありますように、本日は、その他を含めまして4つの議題が準備されております。

第1の議題は「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針のフォローアップ状況等について」ということで、まずは資料1－1と資料1－2まで事務局から説明していただきたい、質疑応答に入りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○田村ガス安全室長 それでは、資料1－1が事故状況になってございます。こちらに

つきましては私の方からご説明申し上げます。それに引き続きまして、資料1－2として7月豪雨の対応状況ということで、全国LPGガス協会からご説明させていただいた後に、一旦質疑を挟んでいただきますと幸いでございます。

それでは、資料1－1をご覧いただけますでしょうか。資料1－1につきましては、2018年、すなわち昨年の暦年ベースでのLPGガス事故発生状況を取りまとめさせていただいた資料となってございます。資料中、本文に下線を引いてある部分が昨年の事故の特徴的な部分として挙げてございます。1ページ目にございますとおり、一番最後ですが、昨年、2018年の事故件数につきましては206件、一昨年が193件ということでございましたので、13件の増加ということでございます。また一方では、誠に残念ながらお亡くなりになられた方1名、そういう死亡事故も発生してございます。ただ、負傷者数は46名ということで、こちらについては1967年以来、最低人数だった一昨年の50名を上回って負傷者数は減少しているという状況になってございます。

2ページ目からはグラフ、あるいは表をお示ししながら、それぞれの傾向を含めて、データ値等をお示ししているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページ目、こちらが事故件数と被害状況ということでございます。表－1にそれぞれ件数等々を書かせていただいているところでございますが、このうち真ん中ほどの、我々、B級事故と呼んでございます、死亡事故であるとか、あるいは重傷者が複数名出たとか、私どもとして重大な事故として捉えている事故のことでございますけれども、B級事故については、残念ながら、2017年はゼロ件だったわけでございますが、2018年は2件発生したという状況になってございます。詳細は、また後ほど別のページでご紹介申し上げます。

その下に雪害の関係を書かせていただきたいございます。雪害については、2018年、若干多く発生したところでございます。29件発生したということです。一昨年が9件ということで、20件増加したと。これが件数全体の押し上げ効果になっているということでございます。

ページを進んでいただきまして、6ページ目が、先ほどB級事故ということを申し上げたところでございますが、そのまとめのページとなってございます。B級事故については、事故件数は2件、死亡者数は1名、負傷者数は5名ということになってございます。そのうち、2件のうち1件につきましては、真ん中ほどの※2で書かせていただいてございますが、現在、LPGガス漏えいに起因する事故か否かも含めて調査中というステータスのも

のでございます。本資料については1件とカウントをさせていただいてございますが、今後の調査状況によってはLPGガス事故から除外されるという可能性もございます。

その概略が6ページの下ほどで書かせていただいてございます。昨年1月、一酸化炭素中毒ということで、残念ながら1名の方がお亡くなりになられたと、長期間不使用だった開放式ガス湯沸器を再使用した際の不完全燃焼ということでございます。

それから、昨年12月、こちらは調査中のものでございますが、栃木県における漏えい爆発・火災ということで、重傷の方が2名出ていらっしゃいます。飲食店における爆発・火災事故が起こったということでございます。

ページを進んでいただきまして、8ページ目以降は現象別ということでまとめさせていただいてございます。

現象別につきましては、次の9ページ目に表-4ということで数字等をお示ししているところでございますが、昨年の特徴といたしましては、真ん中ほどの漏えい火災、こういったものが件数としては少なくなっている、57件ということでございます。一方で、漏えいの数は増えているということでございます。すなわち、火災・爆発に至るような二次災害の防止という点では、件数的には良くなっているように見えるということでございます。

それから、これも昨年の特徴的なところでございますが、同じ表-4のところでございます。CO中毒、酸欠というところで、昨年は、こちらも残念ながら7件のCO中毒事故等が発生してございます。件数的には1桁台の少ない数字ではありますが、前年と比べ、倍増という結果になってございます。さらには死傷者数です。こちらにつきましても、1名、お亡くなりになられた方のほか、16名の方が負傷されていらっしゃるというような、大変数も多い年だったということでございます。

10ページ目には業務用ということでまとめさせていただいてございます。CO中毒で申し上げますと、7件のうち1件が酸欠ですので、CO中毒としては6件になります。6件に対して5件が業務用の施設におけるCO中毒事故であったということでございます。

11ページ目は、原因者別というところで分析をさせていただいてございます。

その結果が12ページ目、表-6ということでまとめさせていただいてございます。原因者別ということで、昨年の特徴は、真ん中ほどのLPGガス販売事業者等起因というところが、数が大変少なくなっています。一昨年43件に対して、昨年は28件ということで、販売事業者の方々の日頃の保安の取り組みというのが現れているのではないかと評価されようかと思います。

それから、飛んでいただきまして、特徴的なところを申し上げますと、15ページ目が発生箇所別になります。発生箇所別の真ん中ほどに下線を引かせていただいてございますが、昨年は雪害、他工事事故による配管損傷等の事故が増えたというところを言及させていただいてございます。そのような形での発生箇所別の事故の特徴が見られたということでございます。

17ページは、死傷者を伴う事故ということで、30件発生しているところでございます。ただ、表-10の真ん中ほどに書かせていただいてございますが、LPGガス販売事業者起因の死傷者を伴う事故につきましては、一昨年6件に対し2件ということで、この部分についても、販売事業者の方々の日頃の取り組みが功を奏したのではないかと考えてございます。

18ページ目は、質量販売をまとめさせていただいてございます。質量販売につきましては、表-11で件数を挙げさせていただいてございますが、数は1桁台に少なくなってございます。一昨年12件から4件ということでございます。こちらにつきましては、質量販売全体の使用量を示すデータがないということもあり、2017年は多かったということでございますけれども、なぜかというのは、非常に言及し難いところでございますが、数としては、2018年、非常に少なくなったというところでございます。

それから特徴的なものとして、ページを進んでいただきまして20ページ目、こちらは他工事事故でございます。他工事事故につきましては、昨年も、ここ数年増加傾向にあるということでございましたが、2018年も48件ということで、17年と同じ数ではありました。ただ、2016年より増加傾向にあるということに関しては、増える傾向に変わりないということでございます。そのうち、20ページ目の下、下線を引きましたけれども、発生48件のうち40件について、工事関係者と事前連絡を実施していることが確認できなかったということでございます。

21ページ目は、法令違反、こちらにつきましても、残念ながら10件起こっているところでございます。

以上が特徴的なところでございまして、数は若干増えましたということでございますが、負傷者数は非常に少なかったと。ただ、B級事故と呼ばれるものが、使用中の死亡事故1件を含め、発生しているという状況でございます。さらには他工事事故というのも増加傾向にあるということでございます。

私からは、以上でございます。

引き続きまして、全国L P ガス協会さんのほうから、資料1－2ということで、昨年、皆様ご承知のとおり、7月の西日本豪雨という、大きな被害をもたらす広域的な自然災害があつたということでございます。特に、7月豪雨についてはL P ガス供給の面で大変ご苦労されたということで、L P ガス協会さんとしても、他地域からの応援要請の体制準備であるとか、あるいは仮設住宅へのL P ガス供給、避難所へのガス機器の支援等々、まさに災害に強いL P ガスの強みを発揮いただいたと考えてございます。そのあたりの対応状況につきまして、全国L P ガス協会さんからご説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

○内藤オブザーバー ありがとうございます。専務理事の内藤がご説明をさせていただきます。

それでは、資料1－2をご覧ください。スライドのナンバー2のところから始めさせていただきます。2018年、振り返ってみると、大変多くの災害が発生いたしました。1年を示す漢字が「災」という字になったのもむべなるかなというぐらい、1月の豪雪から始まりまして、9月の台風24号まで、大変多くの災害がありまして、そのたびごとに、私たちの業界も色々な対応に追われたわけでございます。その中でも、特にL P ガスの被害が大きかったのは7月の豪雨、俗に西日本豪雨と呼ばれていますけれども、この豪雨で大変大きな被害を受けました。

スライドナンバーの3を見ていただきますと、ご存じのとおり、7月の5日から梅雨前線が活発化しまして、大雨特別警報が1府10県に発令されるという、大変大きな豪雨になったわけでございます。その中で、亡くなられた方が237名、住宅の被害が、全壊・半壊だけで18,000軒、こちらについては住み続けることができないような大きな被害でございますが、そういう大きな被害を受けました。災害対策等とは別の切り口ですけれども、私どもとしては、この18,000軒のお客様が戻ってきてくれないのではないかというのを大変恐れているところでございます。

それでは、スライドナンバーの4をご覧ください。特に被害の大きかった岡山、愛媛、広島についての状況でございますが、今回の場合、床上浸水が大変多く発生いたしましたので、L P ガスの復旧というよりも、容器の引き上げ作業に追われたケースが多くございました。併せて、浸水した調整器とかガスマーティーも使えませんから、そういうもののお客様が避難所から戻られる前に交換する作業、こういったことが非常に大きな作業内容でございました。

豪雨発生後、2カ月たちましても、立ち入り禁止のような区域もございまして、全容の把握はなかなか難しかったという声があります。ただし、地域のガス販売店のご努力によりまして、ガス爆発等の二次災害は一切発生せずに済ませることができました。

特に今回の場合、豪雨の中で、容器の流出、ポンベの流出が多々起こりました。お客様の軒先から何本流れたかでございますが、岡山46本、愛媛49本、広島473本ということで、合計568本が流出ということでございます。

液化石油ガス法とは別の体系で高圧ガス保安法の世界になりますけれども、L Pガスの充填所のほうも、岡山で3カ所、愛媛で1カ所、大きな被害を受けまして、そちらのほうからの流出が3,464本ございまして、合わせますと4,000本を超える容器の流出があったということで、この対応に大変苦労したわけでございます。

続きましてスライドナンバーの5でございますが、私どもの業界としての対応でございます。まず7月10日に全国L Pガス協会の中に災害対策中央本部を設置いたしまして、浸水してしまった調整器とかガスマーター、こういったものの交換ストックが十分にあるかという供給体制の確認をいたしました。関係業界にご努力いただきまして、全く問題ないと、十分な余力があるということを確認しております。

また、各県のL Pガス協会の体制でございますが、特に流出の多かった岡山県と愛媛県については、岡山県では約300人の回収体制を敷きまして、海に山にと回収を続けました。愛媛県の方も、これは大洲市というところで流出事故があったのですが、肱川という川を通じて一気に瀬戸内海まで流れましたので、こちらのほうも50人体制で、海に山に、やはり回収作業を続けました。

その現場の生々しい写真が次のスライドの6番にございます。これは岡山の例ですけれども、水害が起きるとこういう状況になります。ポンベが倒れます。こんなような状態になるのですけれども、近年、私どもの業界では、ポンベにつけてます高圧ホースについては、引っ張るとガスが自動的に止まるような、ガス放出防止型高圧ホースというのを使っております。それが効果を示しまして、倒れてホースが外れても、ガス漏れを未然に防止することができました。

また、下のほうの写真は、このラインまで水が来るとメーターとか調整器といったものが使えなくなりますよという写真なのですけれども、こういった被害が発生しております。

そして、次のスライドの7は避難所の写真ですけれども、避難所とか仮設住宅には、速やかに、私どもの業界がL Pガスをお持ちいたしまして、ライフラインの確保をいたしま

した。特に下の方の写真、これは岡山県の例ですけれども、避難所の中に洗濯場所をつくりまして、そこに今回、初めてなのですが、乾燥機を持ち込みました。ガス乾燥機です。これは、特に女性の方々は、下着を干す場所がなくて苦労なさるのですけれども、大変ありがとうございましたというお声をいただいております。この経験を生かして、今後、乾燥機の持ち込みというの、我々の業界としてやっていかなければいけないのかなと思ったところでございます。

続きまして、スライドナンバーの8をご覧ください。これは容器の回収状況です。川を流れていた中州に引っかかって、溜まっていたポンベを引き上げるというような作業の絵でございます。こういった作業を約4,000本、ほぼ全部、こういう形で回収を遂げております。

続きましてスライドの9からなのですけれども、今後の業界の取り組みについてご説明いたします。

スライドナンバーの10でございますが、実は私ども全国LPGガス協会では自主保安活動運動ということで、今、2018年の4月から3カ年計画で「LPGガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」を実施しており、その中でやっていたことを今後も愚直にやっていこうということなのですが、特に今回、効果の大きかったガス放出防止型高圧ホースの設置促進と、それから災害時の連絡体制、支援体制の整備をやっていきたいと思っております。

続きまして、スライドナンバーの11ですけれども、今回の被害については1府10県にまたがったことから、各県の協会の災害マニュアルがそれぞれ微妙に違っていることで、なかなかうまくいかなかつたところもありましたので、そういった各県からの報告様式のばらつきの統一化を図っていきたいと思っております。また、全国に18,000の販売事業者がいます。販売所単位となりますと22,000カ所ございますが、こういったところからの被害情報を早くするようにいたしたいと思っております。

続きまして、スライドの12でございますが、今回、販売店の中には、パソコンが浸水してしまって、保安データがすぐに引き出せない状態になったところもあります。そういうところのBCP対策をやっていかなければいけないかなと思っております。そして最後に、充填所、それから容器貯蔵所のようなところから、今回、大量の容器が流出いたしましたので、これらに対して、流出防止対策の指針の見直しを行いまして、周知徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、只今までのお二方のご説明に対しまして、ご質問、ご意見、おありの方は名札を立てていただければ、順次指名させていただきます。いかがでしょうか。堀口委員、お願いします。

○堀口委員 本当に災害が多々発生する中で、全国LPGガス協会の皆様方の大変な対応に感謝いたします。今後、協会のほうで自主保安活動運動を推進されていくという意味で、安心して取り組みいただきたいと思っております。

先ほどの事故情報のところで、これまでの1979年からの経緯を見てみると、約20年間で90%も事故などが減り、そして1990年の後半からこの20年の間に40%も減っているということで、経済産業省を初め、各業界団体の方々の取り組みが功を奏しているのだと感じました。

一方で、1つ、あまり変化がみられないなと感じた点は他工事事故の部分であります、例えばこれまで「我須野さん」とか、情報提供に関しては小学生向けとか、幅広く手を打ってきたと思っておりますが、この他工事事故に関しては事業者さんなので、やはり事業者さんと協会さんとの連携をぜひ深めていっていただきたい、ここが、これまでの減少のようなスピードで減っていきますと、本当に事故のない、安全なLPGガスの利用の現状になるのかなと思いました。

以上です。

○橘川委員長 他の委員の方、いかがでしょうか。天野委員、お願いします。

○天野委員 今の委員のご意見と同じなのですけれども、この他工事事故は、LPGガスの事業者ではない解体工事業者で発生しているということで、協会同士で連携をとっていただきたいということはもちろん賛成でございます。ただ、解体工事業者さんは、そうした協会のようなところに加盟されない事業者さんも多いというように聞いております。それで、これまでの解体工事業者に対する周知徹底というのはまず必要なのですけれども、今後も解体工事は随分増えていくようですので、新規に登録される解体工事業者に対して、その登録時に周知徹底をするような仕組みを作っていただけるといいのではないか。新規に登録される事業者さんは多分、経験も少ないと思いますので、その辺もご検討いただければと思います。

○橘川委員長 ありがとうございました。

他にはいかがですか。吉川委員、お願ひします。

○吉川委員 今の他工事事故に関しては、先日、都市ガスの方でも同じような意見が出たのですが、やはり業者さんを縛るだけでは、業者さんは必ずしも団体に属しているとは限らないという問題が指摘されておりました。特にLPの場合は敷地内の事故だと思いまして、これはむしろ敷地所有者のほうに危険性を十分告知、周知して、お家を解体されるときはこういうことを業者さんに指示してくださいというような、エンドユーザーというか、施主側の啓蒙活動のほうがむしろ有効になるかもしれないなというように思いましたことをつけ加えさせていただきます。

○橘川委員長 ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。立原委員。

○立原委員 立原でございます。今、ご発言いただきました、他工事事故に関しましては、私どもも、長年取り組んでいる課題でございますけれども、なかなか撲滅に至っておりません。この後、室長の方からもご説明いただけると思いますけれども、色々な方法で、業者の方々からも事故防止の周知をしていただいており、本当に感謝しております。

都道府県協会によってはガス管に目印をするとか、消費者の方に通知をするとか、いろいろ取り組んでおります。この後、私どもの取り組みの状況をご説明いただく予定になつてございますけれども、その中でも重点項目として十分取り組んでおりますが、現状、事故がなくならない、そのことに対するもう少し突っ込んだ対策をこれから展開していくたいと思いますので、ぜひともご協力よろしくお願ひいたします。

○橘川委員長 ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。大石委員、お願ひします。

○大石委員 今のお話なのですけれども、例えば、古い建物の場合は、図面など残っていたとしても従前とは違っていたし、そもそも保管されていないことのあると思います。何かもっと根本的に地面の中の様子がわかるような科学的な新しい技術などが開発されていないのでしょうか。消費者として疑問に思いましたので、何かそのような方向性だけでもありましたら教えていただきたいと思います。

○橘川委員長 事務局にはまとめてお答えいただこうと思うのですが、他にはいかがですか。

では、一通り、幾つか質問が出ましたので、事務局から、この時点でお答えできることをお願いいたします。

○田村ガス安全室長 有益なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。他工事に関するご心配、複数の委員の先生方から頂戴したところでございます。実は先ほど委員からもご紹介のありましたとおり、都市ガスも他工事事故、非常に多く発生しております。供給段階事故の約4割方、他工事の中でも7割方が、その敷地内で起こっているというところでございます。その意味においては都市ガスもLPGガスも、敷地内の、例えば解体工事等々の配慮というのをしっかりと根付かせていく必要があるのかなと考えてございます。

その中でもいろいろとアイデアを頂戴しまして、ありがとうございます。例えば、解体工事業者の新規登録時の把握であるとか、あるいは施主さん側への周知であるとか、様々なご意見を頂戴しまして、ありがとうございます。私どもも、やはり都市ガスも特に他工事事故が多いということで、背景事情も含め、色々とリサーチをさせていただいてございます。その結果といたしまして、やはり解体工事は非常に扱い手が多様化しているということ、それから先ほど委員からもお話があったとおり、団体に非加盟の事業者さんも多いということがございます。ただ、私どものリサーチは、解体工事屋さんに直接お話を聞いたわけでございますが、一筋の光明としては、少なくともリサーチをさせていただいた先の方々は、ガス管への配慮というのは、とても慎重に対応していただいているというお答えをいただいてございます。ただ、やはり団体に加盟していないことであれば、そういうことも踏まえて、私どもとしても新たな取り組みというのをしっかりと考えていく必要がある、というように考えてございます。ありがとうございます。

それから、技術導入の方向性というお話もございました。まず、おそらく民間企業さんのレベルでは、しっかりとデータベース化をされたりとか、進んでいらっしゃると思います。ただ一方では、先ほど資料1-1でもお示ししたとおり、いわゆるガス会社さんも知らないところで、すなわち事前相談無しにガス管が損壊しているという例が非常に多いということがございます。その意味においては、まずはやはりガス会社さんにしっかりと相談をいただけるような、そういう環境作りが必要かなというように考えてございます。

以上です。

○橘川委員長 よろしいでしょうか。——それでは先に進めさせていただきます。

続いて資料1-3から1-5までの説明をお願いいたします。

○田村ガス安全室長 それでは、資料1-3、1-4、1-5、こちらを続けて、私のほうからご説明申し上げたいと思います。

まず資料1－3でございます。こちらにつきましては、例年、直近年での取り組み状況ということでフォローアップをまとめさせていただいているところでございますが、平成30年度の取り組み状況ということでまとめさせていただいた資料になってございます。なお、参考資料1には、それぞれの個票を付けさせていただいてございます。こちらにつきましては、後ほどご覧いただければと思っております。

それでは、右下に小さい数字、ページ数が書いてございます。2ページ目から各団体さんの取り組み状況をまとめさせていただいているところでございます。2ページ目は、全国LPGガス協会さんということで、先ほどもプレゼンテーションの中で出てまいりましたが、“もっと安全さらに安心”ということをモットーに全国目標を掲げながら、それぞれ取り組んでいただいているところでございます。

3ページ目は、都道府県協会さんでの取り組みをまとめさせていただいているところでございます。

4ページ目が七協議会さんです。日液協さんを初めとする七協議会さんの方での取り組みということで、行動基準を定めて、目標を定めながらしっかりと取り組んでいただいているところでございます。

それから5ページ目が、こちらにつきましては私たちの委託事業という形で、指導者の育成、あるいは講習会の実施を進めさせていただいているところでございます。

6ページ目以降は、インセンティブの関係でございます。表彰制度につきまして、2018年度にそれぞれ表彰をさせていただいているところでございます。

ページを飛んでいただきまして、8ページ目が認定販売事業者制度です。いわゆるゴールド保安認定等と呼称してございますけれども、8ページ目に250者と書かせていただいているところでございます。おかげさまで、徐々に数字は上がってきている、認定を受けられる方が増えているという状況でございます。ちなみに昨年度の液石小委においては239者とご報告させていただきましたが、現時点、最新データでは250者が認定を受けて、活動をされていらっしゃるということでございます。こちらについては、参考3で全者のリストを付けさせていただいているところでございます。後ほどご参照ください。

ページを飛んでいただきまして、11ページ目、こちらがCO中毒事故防止関係になります。こちらにつきましても、毎年、根強く関係団体さん、あるいは関係省庁、こういったところに事故防止に対する要請をさせていただいているところでございます。昨年も8月1日付で要請をさせていただいたところでございます。

それから13ページ目が、同じくCO中毒事故防止対策の一つとして事故連絡会議という

もので、関係省庁間の情報交換、あるいは協力要請を実施しているということでございます。昨年は、7月に開催させていただいてございます。

14ページ目以降は、広報の関係になります。14ページ目は、CO中毒に関するリーフレットを作成しながら周知、啓発に努めているということ。

15ページ目も同じくCO中毒でございますが、青枠の2つ目に書いたとおり、昨年は、小学生を対象にCO中毒事故防止の分かりやすいコンテンツを、例えば小学生新聞、こういったところに掲載させていただきながら、若年層にも訴えかけていくというようなことをさせていただいてございます。

16ページ目以降は、各地方ブランチとして産業保安監督部というのがありますけれども、それぞれの地方においても取り組みをさせていただいているということでございます。

それからページを飛んで18ページ目、こちらがLPガス安全委員会の取り組みでございます。ガス器具の取り替え促進、それから19ページ目はCO中毒事故対策、20ページ目のような多言語によるリーフレットの作成などもさせていただいているところでございます。

ページを飛んでいただきまして、22ページ目からは、一般消費者等に起因する事故防止対策として、経済産業省として、例えばガス栓カバーというようなものの取りつけの促進を訴えかけたりとか、やらせていただいたりということでございます。

24ページ目が、こちらも産業保安監督部の取り組みですけれども、近畿支部の長期使用製品安全点検制度、こちらも含めたご紹介をさせていただいているということ。

それから、ページを飛んでいただきまして27ページ目です。こういった取り組みを通じまして、ガス栓カバーの出荷数をグラフでまとめさせていただいてございます。直近年では、ここ数年横ばいということで、それぞれの出荷が例年並みに行われ、それらがストップされ、現場に取り付けられている実態になっているということでございます。

28ページ目は、他工事のリーフレットになります。他工事についても関係省庁と協力しながら周知に努めているところでございます。

29ページ目もそうです。産業保安のホームページに掲載ということになってございます。

それから30ページ目は、住宅塗装工事におけるガス事故に対する注意喚起のようなことも行ってございます。

32ページ目は、建設工事中の事故ということで、厚生労働省、国土交通省にも呼びかけを行っているということでございます。

それから34ページ目は、先ほど立原委員からもお話をあったような、こういう標識とい

うか、表示シールみたいなものを張りながら、ガス管の存在を知っていただくというような取り組みもやっていると。

35ページ目は質量販売。

おめくりいただだと、38ページ目は落雪の関係。

それから最後は42ページ目、災害対策マニュアルというのが自然災害対応を規定するマニュアルになってございますが、こういったものも最新情報を踏まえて、改訂をさせていただいているということでございます。

それから、次の資料1-4でございます。資料1-4は、2018年度の立ち入り検査の実施状況と、それから2019年度の立入検査の重点、こちらにつきまして、まとめさせていただいたところでございます。

右下のページ、1ページ目が18年度の立ち入り検査の実施状況ということで、本省、それから産業保安監督部、それぞれ、本省については11社、産業保安監督部については89社に対して立入検査を実施したということでございます。このうち本省分につきましては参考2のほうで検査結果もお示しさせていただいてございますので、後ほどご参照いただければと思います。

その結果といたしまして、改善指導をした件数をその下にまとめさせていただいてございます。①から⑨まで、これは昨年度、重点項目として挙げさせていただいた項目ということでございますが、それぞれ若干、②では40件指導したとか、⑤、⑥のようなものは指導をしなくても良かったというような結果になってございます。

最後、2ページ目に2019年度の立ち入り検査の重点を書かせていただいてございます。今、ご紹介申し上げたような、2018年度の立ち入り検査での指導内容の実績、それから昨年、直近のLPGガス事故の特徴、こういったものを踏まえまして、①から⑪に掲げるような、下線が新規でしっかりと確認をしていこうと思っている項目でございますけれども、緊急時対応、他工事、それから⑦は、液石法第16条の2に基づく供給設備、これはバルクの関係です。それから⑧は、燃焼器等の消費設備調査の実施状況でございます。これはCO中毒が件数的に多かったということも踏まえ、⑧を追加させていただいたというところでございます。

引き続きまして、資料1-5です。次年度、2019年度保安対策指針の新規項目等についてというまとめになってございます。

先ほど申し上げたような事故の状況であるとか、あるいはそれぞれの団体さん、あるいは

は企業さんにおける取り組み状況等々を踏まえまして、資料1－5の真ん中ほどの1. から、2019年度における新規項目を追加させていただきたいと考えている次第です。

2つほどございます。まず(1)バルク貯槽の20年検査の関係ということで、下線を2019年度新規として捉えていきたいと思っております。内容は④になります。こちらは何かと申し上げますと、バルク貯槽の20年検査等、そういったところでは現場から撤去するということが必要になってくるわけでございますけれども、その際の残留ガスをできる限り減らす努力を行ってください、という内容になってございます。そこは、充てん事業者さんと連絡を密に取り合いながら、できる限り減らしてください、ということが④番目で追加させていただきたいということ。

それから2つ目が(2)のところでございます。これは補足参照とさせていただいてございますが、最後に補足のページを加えさせていただいてございます。青枠に書いてございますとおり、2017年に告示を改正いたしまして、下の左の写真のような、①から④の安全アダプターを初め、両端ゴム継手付塩化ビニルホースといったものまでございますけれども、これら製品については、2022年の4月2日以降の使用が禁止されているという措置を既に2017年時点で行ってございます。については、一般消費者等の関係において、販売事業者さんからも使用実態を確認しながら、使用禁止の時期までに向けた適切な措置を講じていただきたいというような内容になってございます。それが本文中の下線で書かせていただいているところでございますが、指針は今、申し上げたとおりということでございます。

それから2ページ目の2. は実効性を高める取り組みということで、こちらにつきましては2014年度より継続して定めていきたいと考えてございます。

それで、最後に資料1－5に対する別紙というのをつけさせていただいております。これは、今申し上げた新規項目等を溶け込ませたバージョンになってございますので、詳細な説明は割愛させていただきます。ただ1点だけ、済みません、別紙の一番最後のページなのですけれども、タイプミスがございます。(注)で、「平成30年液化石油ガス～保安対策指針」と書いてございますが、ここにつきましては「2019年度液化石油ガス～保安対策指針」ということでございます。「平成30年」というのはタイプミスでございますので、この場で訂正を申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○橋川委員長 どうもありがとうございました。

内容盛りだくさんなのですけれども、特に資料1－5です。次年度の保安対策指針の新規項目につきましては、この案でよいかどうか。ここでご確認いただく必要がございます。最終的に別紙のような形で、経済産業省の指針としてとりまとめていくという方向でありますために、ここで審議をさせていただきたいと思いますので、ご意見を頂戴したいと思います。その他含めまして、1－3から1－5までについて、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。立原委員、お願ひします。

○立原委員 まず資料の1－3におきまして、私どもの業界の活動をご紹介いただきまして、誠にありがとうございます。先ほど室長からご説明がありましたように、LPGガス快適生活向上運動、“もっと安全さらに安心”。今年の4月から2年目に入るわけでございますけれども、3年計画の最初の年（2018年）、ご説明がありましたように、B級事故が2件発生しており、重大事故（B級以上の事故）ゼロ・CO中毒事故ゼロの目標達成はなりませんでした。2年目に当たりまして、その辺のところを踏まえて、お手元の資料の2ページ、3ページに書いてございます具体的な推奨事項も毎年のトレンドに合わせて優先順位、順番をつけてございましたが、もっと特徴的に事故防止の重点取り組み事項を改めて定めまして、業務用のCO中毒事故、一般のCO中毒事故の発生を踏まえて、今後は昨年の事故の内容を参考にしながら特化した活動を検討して、リリースし目標に向かって進んでいきたいと思っております。

また、先ほどもお話がありましたように、やはり環境づくりが大切であり、そういう点では、今、室長のほうからご説明いただいたパンフレット等は非常に有効に使わせていただいております。ぜひ、今後とも継続していただければと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

○橋川委員長 他はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、基本的に事務局案について異論がなかったということで、ご了承いただいたと確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。——それでは、そうさせていただきます。ありがとうございました。

次の議題に移っていきたいと思います。議題(2)です。「次期保安対策指針（行動計画）の策定に向けた検討状況について」ということで、資料2に基づいて、事務局から説明をお願いいたします。

○田村ガス安全室長 それでは、資料2に基づきましてご説明申し上げたいと思います。次期保安対策指針（行動計画）の策定方針について、ということでございます。本件に

つきましては、昨年3月の液化石油ガス小委員会でも頭出しをさせていただいたところでございます。現在の保安対策指針は、目標年を2020年に定め、死亡事故ゼロ、それから負傷者25人未満というような目標に向けて取り組みをさせていただいているところでございます。その次の、ポスト保安対策指針というものをどうするかということを検討開始しますというのが、昨年の3月のご報告の内容でございましたが、その後の進捗状況を取りまとめてさせていただいたところでございます。

まず1番目に、右下のページ、1ページ目に進めさせていただきますと、次期といたしまして、構成案と書かせていただいてございますけれども、まず現行の保安対策指針、これは上の青枠にも書かせていただいてございますが、現在の手法がどうなっているかと申し上げますと、LPGガス販売事業者さんと、それから保安機関、この2者に対する保安活動の実施を要請するというような形で、これまで連綿と、年度年度で改訂事項を踏まえながら、お願いしてきたところでございます。これに対しまして、都市ガスのガス安全高度化計画というのがございます。こちら、都市ガスの保安を高める上で基本的な行動計画になっているわけでございますが、内容につきましては参考資料の4に、目次だけでございますけれども、平成23年5月に策定した、今のガス安全高度化計画をお示ししてございます。そちらの安全高度化計画については、国、それからガス事業者、それから需要家、関係事業者などの多様な者の参画による協働体制というものをベースに行動計画が組まれているということでございます。かつまた多面的な視点として、人材であるとか、あるいは災害対応も含めて、それぞれ多面的な視点を加えながら行動計画を作っているというところでございます。

こういった意味におきまして、本計画、自主保安を進めるという意味においては効率的なアプローチではないかと考えてございます。したがいまして、私どもとして、次期保安対策指針としては、ガス安全高度化計画の枠組みと整合を図りながら、枠組みを活用させていただきながら、計画としてまとめていってはどうかというご提案になってございます。ただ、当然のことながら、都市ガスとLPGガスとそれぞれ異なる部分というのはしっかりと考えていった上で、中身についてはそれぞれ考える必要があろうかと思っております。

あとは、やはりこれは都市ガスの場合もそうですけれども、年が経つと社会環境も変化するということもあります。1ページ目の3.の右に書きましたけれども、こういった環境変化、過疎化であるとか人手不足、あるいはIoT、その進捗に伴うサイバーセキュリティという新たな脅威というか、そういった環境変化も含めながら、次年度、2019年度に

おいてしっかりと中身を検討していきたいと考えてございます。

次の2ページ目につきましては、まず目標年次につきましてご紹介させていただいたところでございます。これは、昨年も頭出しをさせていただいたところでございますけれども、目標年次としては、10年後の2030年にターゲットを置きたいということでございます。

それから3ページ目に移っていただきまして、10年計画とはいえ、5年目において中間評価を実施することが必要ではないかということでございます。しっかりとP D C Aを回しながら、計画自身を見直していくということが非常に大切かと思っております。

それから、その下には要因別数値目標ということで、やはり指標というものをしっかりと持つ必要があるのではないかということでございます。現在は、死亡事故ゼロ、それから負傷者というところのアプローチになってございますが、そういった全体目標のほかにも消費の目的別であるとか供給の方法別、これは質量販売なのか、体積販売なのか、あるいは販売事業者起因事故であるとか、あるいは一般消費者起因事故というようなものについての目標をしっかりと捉えながら、計画を進めていくということではどうかと考えてございます。

4ページ目には、柱としては消費、供給と書かせていただきたいと見てございます。ただ、具体的な保安対策の中身については、2019年度に検討していきたいと考えてございます。

それから5ページ目は、その他の視点として災害対策。これは近年、特に重要性を増しているという感はありますけれども、そういった災害対策、それから人材、あるいは安全教育といったものをどのように進めていくかということも、2019年度において検討していくと考えてございます。

それらの検討を引き続き進めさせていただきながら、最後、6ページ目でございますが、今後のスケジュールといたしまして、2021年に計画をシームレスでつなぐということであれば、年度末の定例会合を想定いたしますと、あと2回、チャンスがございます。来年の2020年3月には計画のドラフト案を提出させていただきたい。その間までには、それぞれの有識者、あるいは関係者間で意見交換を行いながらドラフト案を提示させていただきたいと、それで、最後は2021年3月というところでフィックスいただきたいというようなことで作業を進めたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○橘川委員長 ありがとうございました。

この議題も、2021年以降の次期計画の策定に向けて、この方針で進めていいかどうかに

についてご確認いただくための審議事項となります。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、名札を立てていただければ幸いです。いかがでしょうか。——よろしいですか。特段のご指摘はないということで、基本的に事務局案がご了承いただけたものと了解してよろしいでしょうか。それでは、そのように確認いたしましたので、この方針に基づいて、事務局は作業を進めていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題(3)の「質量販売の保安に関する検討状況について」です。事務局から、資料3に基づいて説明をお願いいたします。

○田村ガス安全室長 それでは、資料3に基づきましてご説明申し上げたいと思います。質量販売の保安規制のあり方等々の検討を進めているということでございまして、こちら、どちらかというと、今まだオンゴーイングで調査を進めているところで、やはり色々なご議論がまだまだあるということです。したがいまして、本日のこの場では、何か物事を決めるということではございません。調査事業における進捗状況をご報告させていただくという位置付けでご報告したいと思っております。

それでは1ページ目で、液化石油ガスの質量販売について、ということで、質量販売につきましては、おさらいをいたしますと、青枠の黒丸で書いてございます。基本的に現在の液化石油ガス保安法における販売というものにつきましては、原則的に体積販売とされてございます。一方では、一定の条件のもとで質量販売も可能であるということでございまして、例えば屋外で使うのかとか、内容積はいくらまでなのかとか、いわゆるリスク等に勘案して、その条件というのを設けさせていただきながら質量販売が可能であるというような扱いになっているということでございます。

一方で、3番目に書かせていただいてございますけれども、質量販売の事故は、毎年発生しているということでございます。昨年は4件という、1桁台の少ない数値だったということでございますが、死傷者を伴う事故の発生割合が高いということで、1ページ目の右下に、死傷者数でいうと体積販売の約3倍、死者数でいうと約6倍というような、そのような違いがあるということをお示しさせていただいております。

その状況を踏まえまして、2ページ目以降から質量販売の保安制度に関する検討ということで、2018年度の委託事業について、本日もご出席いただきてございます大谷委員にリーダーシップをとっていただきながら、ご検討いただいているということでございます。

その内容といたしましては、3ページ目以降で書かせていただいてございますが、まず液化石油ガス保安法で技術基準というのがあるわけでございます。青枠の1番目で書かせ

ていただいてございます、体積販売に比べ、質量販売は技術基準の適合義務のかかる設備が限定的であるということ。こちらについては、後ろの別紙1のほうで整理をさせていただいてございます。

そうなりますと、2つ目の黒丸でも書いてございますとおり、定期的に消費設備については調査をする、ということでございますが、限定的な技術基準、その中において調査の対象外となっているというような状況でございますということです。

そこで、まずはハード対策というものをどう捉えていくべきか、というようなことを考えさせていただいたのが4ページ目以降ということで、下のカップリングとかヒューズ機能とか両端迅速継手とか立ち消え安全装置、これは既存の安全機器としても存在しているということでございますが、FRPを含め、質量販売容器の方では、これらが全てバインディングされたような機器はないということで、右にあるような緊急遮断バルブというのを、いわゆる物作りの方でしっかりとやっていってはどうか、というような想定で、今、調査を進めさせていただいているところでございます。

5ページ目は、緊急遮断バルブの導入に関する検討を進めさせていただいてございます。まず、表の緊急遮断バルブの搭載機能というところで書かせていただいてございますが、安全機能を搭載すると、容器周りが原因の事故の68%を回避できる可能性があるのではないかというのが、過去の質量販売の事故との関係で見えてきているということ。それから、真ん中ほどの無線搭載ということで、こういった通信をビルトインすることによって、遠隔遮断が可能になったりとか、コーチングサービス、これはいわゆる需要家が専門家からのアドバイスというか、そういったものができるような構成を可能にするということでございます。それからGPSを搭載すれば、緊急時対応等の移動した場所の把握が可能ではないかというところ、こういったところも踏まえて、6ページ目が技術基準の適合義務、それから既存の安全機器、緊急遮断バルブ等、こういった安全対策を、できるところから段階的に導入するということによって、LPGガス事故の回避可能性が向上するのではないかということをお示ししたのが下の棒グラフということでございます。それぞれ搭載する機能を順次加えることによって、最終的に83%、事故の回避可能性があるのではないかということ。

ここは、いわゆるハード対策ということでございますが、7ページ目以降は、やはりハード対策だけではなくて、ソフト対策としての保安業務というのもしっかりと対応する必要があるのではないかということで、どういうアイデアが質量販売容器において考えら

れるかというところをお示ししたのが8ページ目になってございます。

広域連携みたいなものとして、それぞれの事業者間連携によって、移動する容器における保安業務の提供というのが可能になるのではないかということでございます。ただ、この辺については、法的な問題とか、そういうものもしっかりとクリアしていく必要があるので、私どもも一つのアイデアとして受けとめながら、引き続き検討を進めていきたいと思っております。

最後、9ページ目が今後の予定ということで、2019年度も引き続き事業の調査は続けさせていただこうと考えてございまして、特に先ほどイメージ図で示したような緊急遮断バルブ、こういったものの導入を見据えた実際の物づくりも、次年度にはやっていきたいと考えている次第でございます。

私からは以上でございます。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。

この質量販売の調査に関しましては、ご紹介もありましたが、委員長として議論をリードされてこられた大谷委員がいらっしゃいますので、何かご発言があったらお願ひいたします。

○大谷委員 質量販売について検討させていただいております大谷でございます。

我々というか、リスクをやっている者からすると、リスクとベネフィット、便益のバランスというのが大事なのですが、質量販売は、持ち運べるというイメージです。非常に便益が高いということで使われているのだと思います。

リスクはどうなのかというと、先ほど体積販売に比べて、数は少ないのだけれども、母数が少ないはずなので、リスクは高いのではないかというようなことがあるのですが、ちょっとそこら辺、母数がよくわからないというのはあるのですけれども、恐らく体積販売よりはリスクは高いのではないかというように、私は感じております。

それで、リスクを下げるために、質量販売の便益、ベネフィットとバランスがとれるぐらいまでは下げる必要があるのだろうと思っております。先ほど緊急遮断バルブのご紹介がありましたけれども、体積販売の方ではマイコンメーターが導入されたことによって、かなりリスクは下がっているはずだと思われるわけですが、質量販売のほうは、それに当たるものがまだないという状況にありますので、少なくとも、そういうハードウェア的な対策をとることによって、リスクはかなり下げられるだろうと思っているところでございます。

規制に関しては、質量販売のほうは体積販売に比べて、かなり規制が緩いといってはあれですけれども、規制項目が少ないといったような問題もありまして、そういうソフトウェア的な対策も同時に検討しているところではありますが、まずは緊急遮断バルブのようなハードウェア対策でどの程度下げられるだろうかというあたりのところを検討させていただいております。それと、ベネフィットというか、コストとの見合いというような話も出てくるかとは思いますけれども、実行可能な範囲というか、ベネフィットにつり合うような範囲で、できるだけリスクを下げたいということでやらせていただいているところであります。よろしくお願ひいたします。

○橘川委員長 他にいかがでしょうか。山田委員、お願ひします。

○山田委員 全地婦連の山田と申します。お世話になります。

質量販売のことなのですけれども、災害時の炊き出しや何か、いつも使用させていただいておりますが、ガスの器具と、それから質量販売していただいているボンベの中間部分のバルブといいますか、それが、引っかけたら危ないのではないかと思うことが多いります。なので、それを規制によって、余り長くしてはいけないとか、どのように固定するかということも考慮に入れてやっていただけたらありがたいのですけれども、そんなところはいかがでございましょうか。

○橘川委員長 後でまとめてお答えいただくことにしまして、ほか、いかがでしょうか。吉田代理、お願ひします。

○吉田様（岩井委員代理） 元売り業界の日本LPGガス協会でございます。

私どもは昨年の秋に、2025年に向けてのビジョンというのをつくりまして、その中で、最近、需要が減少しておりますLPGガスに関しましても需要喚起を図っていこうと、このようなことを決めているわけであります。鋭意取り組み中でございます。

この質量販売に関する部分につきましても多大な関心をもっておりまして、LPGガスに関しましては、いい点、たくさんあるわけでありますが、その一つが、先ほど大谷委員のほうからもご紹介がございましたように、持ち運びができる、可搬性がある、このようなことだと思います。これは都市ガスにはなかなかないわけでありますし、電力は電線がなければ使えないわけでありますが、LPGガスはシリンダーさえあればどこでも使える、このようないい点があるわけであります。

質量販売に関して、最近、プラスチック容器、このようなものも出てきているわけでありますので、今までにないような使い方がより広範囲にできて、需要喚起につながればと、

このように思っているわけでありますけれども、何分、安全性の問題があるわけでありまして、これは一般論というようなことでお願ひしておきますが、何でもかんでも規制を強化すればいいというわけではなくて、あくまで、先ほど大谷先生も言われましたが、バランスだと思います。適切なところで規制を強化して、それで事故の減る可能性が大いにあるのであれば、それは規制を躊躇しなくても構わないのではないかと。一方では、やはりいい点はできるだけ生かせるような、そのような新たな規制方法というものをお考えいただきたいというようなことでございます。

以上です。

○橘川委員長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

私も少し意見をいわせていただきます。先ほど、前の議題でしたけれども、L P ガスの保安に都市ガスの保安のパースペクティブを入れていくという話がありました。なぜそうなのかというと、今、都市ガスの自由化が進む中で、L P ガスと都市ガスの境界がなくなりつつあります。L P ガス事業者が公営の都市ガス事業者を買収する例も出始めていますので、そういう動きになっていくと思うのですが、最近、旧一般ガス事業者の大手が、全国的にも質量販売に非常に熱心であるL P 事業者を傘下に収めるというような動きがあつて、都市ガスの業界の側から、こここのコンポジットなどに注目するビジネスモデル、今、吉田代理がいわれたように、メリットは色々あります。例えばオール電化の家でガスビジネスを始めようとすると、このコンポジットというのは非常に便利なわけです。30分の駆けつけ規制とかも、旧一般ガス事業者だとかなりクリアできるようなところがあるということで、この8番の保安機関の広域連携ということでは、あくまでL P ガス事業者同士とか、L P ガスと保安機関の関係とかという、L P ガスの枠内で考えられているのですけれども、今後はここに都市ガス事業者だと、場合によっては電気事業者だととも入ってくるということにもなると思うので、多少視野を広げて、ガバナンスの体制を検討されたほうがいいのではないかと、このように思います。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、幾つか意見が出ましたので、事務局からお願ひします。

○田村ガス安全室長 ご意見等、誠にありがとうございます。

まず、山田委員から中間部分のバルブとかホースとか、ご不安だというお話がござります。こちらにつきましては、今、私どもの委託事業の中でも、どこにリスクがあるのかと

いうところの深掘りをさせていただいているところでございまして、しっかりと見極めながら、当然、容器だけに目を転じても、その容器の先にはホースがあり、ガス器具があると。システムとしては、一体としてガスが利用されるというところを見て、どのようにしていくかというのは引き続きしっかりと考えさせていただきたいと思っております。

やはりその際、吉田様からのご指摘もございましたとおり、一般論ではあれ、何でもかんでも強化すれば良いというものではないというお話がございました。それはまさにごもっともでございまして、私どもも産業保安Gとして、我々のミッションは、今のルールは厳正に管理、監督、あるいは指導していく必要があると思っておりますが、今のルールが、では未来永劫続くべきなのかといったら、決してそうではなくて、社会変化であるとか、あるいは保安技術が向上したりとか、そういうところをしっかりと見据えながら、ルール自身を不斷に見直していく必要があると思っております。

そのルールも、過剰に厳しいとか、そういう指向性だけを求めるということではなくて、そこは先ほど大谷委員からもございましたリスク・アンド・ベネフィットです。トータルバランスとしてしっかりと安全も確保されながらベネフィットも享受できるような、そういうところを念頭に置いていきたいと思っております。ただ、リスク・アンド・ベネフィットというのは、やはり原点は需要家の方々、消費者の方々だと思っております。保安の原点は消費者の生命、財産をお守りするというところで、しっかりとどういう対策が採れるか、というのは引き続き考えていきたいと思っております。

さらに、橋川委員長からも非常に有益なご意見をいただきまして、ありがとうございます。都市ガス事業者等々との連携も、電力会社も含め、視野を広げたほうが良いと。非常に有益なご意見として受け止めさせていただきながら、今後の検討をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○橋川委員長 他にはいかがでしょうか。浅野委員、お願いします。

○浅野委員 この質量販売について、保安面から、消費者の方にどのように啓発していくかというところなのですけれども、指導的な啓発情報を出しても、取り扱う消費者の方、そんなに熱心に読まないということもあるかもしれませんので、例えばなのですが、質量販売のボンベの取り扱いに関してセルフチェックできるようなサイトをつくって、何点以上合格みたいな、楽しみながら勉強できるようなサイトを作って、それを、例えばQRコードですぐスマホから見られるようにする。ボンベに貼っておいて、どこでもすぐに、1

分でセルフチェックできる基礎的な保安の知識を学べるみたいな感じで、要するに色々な人が現場で使う可能性がありますので、気軽に保安情報に触れられるような啓発の仕方みたいなことも考えていただいてもいいのかなと思いました。

以上です。

○橘川委員長　　吉川委員、お願いします。

○吉川委員　　今のご指摘とちょっとかぶるところもあるのですが、先ほど都市ガスとのコンポジットというお話もありました。災害時になると、日ごろ、LPを使いなれていない人が急にLPを使う需要というのが高まってくるのではないかと思うのです。その意味では、やはりわかりやすい使用方法を説明できるツールをもっておいていただきたい。今、私もまさにポンベにQRコードというのは申し上げようと思ったのですけれども、そこでセルフチェックというよりは、このように組み立てます、注意はここが肝心ですよというような画像をスマホでみながら、素人でも接続ができる、いざというときに使えるというようなツールをつくっていただければと思いました。

以上です。

○橘川委員長　　大石委員、お願いいたします。

○大石委員　　やはり安全が基本だというのは皆さまおっしゃる通りだと思います。けれども、今後、さらにいろいろ大きな災害が起きることを想定しますと、今、常備しておくものの中にカセットコンロとカセットボンベが結構多いのですが、やはりこれは使用できる量や時間が限られますので、そういう意味では、この質量販売のガスが家庭で使えるようになりますと、災害時、本当に役立つのではないかと思います。それから、実際に商業用としては外のストーブ等に使われていたり、あとはキャンプ用に使われていたりということも聞いております。ですので、確かに安全が基本ではあるのですけれども、災害時の対応というのを考えれば、やはり何らかの形で安全性を保ちつつ、これらの普及ということも今後は必要ではないかと思いましたので、一言申し上げました。

以上です。

○橘川委員長　　いかがですか、事務局。

○田村ガス安全室長　　ありがとうございました。災害時の対応も含めまして、質量販売におけるメリットというのも多分に、私どもあるかと考えてございます。ご指摘のとおり、災害時に活躍したりとかということがございます。

ただ、一方では実際に使用される際において、消費者の方々に危害が及ばない範囲とい

うのはどこなのかということは今後、しっかり見極めていきたいと思っている次第です。

以上です。

○橋川委員長 QRコードとかというご提案もありましたが、どうでしょうか。

○田村ガス安全室長 ありがとうございます。QRコード、あるいは分かりやすいツールの公開みたいなところのご意見もいただきました。私どもも、ガスの正しい使い方については、コンテンツを色々用意させていただきながら、色々な対象者の方々に向けて発信しているところでございますが、引き続きしっかりと質量販売も含めた情報発信に努めていきたいと思っております。

○橋川委員長 よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。(4)その他ですが、事務局のほうで4-1、4-2という資料を準備されているということなので、まずそれについて説明をお願いいたします。

○田村ガス安全室長 その他の報告事項といたしまして2点ほど、資料4-1、それから4-2に基づきまして、ご報告させていただきたいと思っております。

まず、資料4-1でございますが、ガスの保安規制整合化について、ということでございます。こちらにつきましては、都市ガスの旧簡易ガスです。ガス事業法の旧簡易ガスということで、都市ガスの関連で、規制改革推進委員会からご指摘いただいたという内容でございます。

結論から申し上げますと、液石法側の基準に合わせるということになってございまして、液石法側の基準に影響を与える話ではないということでございますので、今回、この場では、ご報告事項とさせていただくということでございます。

まず、背景が良くお分かりにならないと思いますので、参考5のほうに経緯を示させていただいてございますが、それは後ほどご覧いただければと思います。昨年6月に閣議決定がなされ、これは毎年やっているのですけれども、規制改革実施計画というものが提起されてございます。その中で、ガス事業法の関係、かつまた保安の関連で2件、課題が提起されてございます。そのうち、ガス事業法の旧簡易ガス事業に関する基準の整合化です。こちらにつきましても、提起されたということで、検討を今、進めているところでございます。結論は、平成31年度内、次年度内に結論を得て措置するという予定で今のところ、動いてございます。

先ほど申し上げたとおり、こちらにお示しする結論といたしましては、ガス事業法側の

基準を液石法側に整合させるということで、液石法側の基準には影響を与えるものではない、ということをまずご承知いただければと思っております。

そこで、本件整合化については一昨年4月の都市ガスの小売全面自由化に向けて、それぞれエネルギー事業者間競争が高まるということもあり、液石法の事業者とガス事法の事業者、この部分で技術的に基準が整合化できるものはできる限り進めましょう、ということで、一昨年の4月段階でほぼ整合化は済んだという内容でございますが、今いただいている宿題については、それでもなお、わずかばかりではありましたけれども、積み残しがあったというところでございます。

その積み残しが1ページ目でお示ししたところでございます。火気取扱設備との離隔距離ということで、それぞれ1ページ目の下に表をまとめさせていただいてございますが、貯蔵能力に応じて、それぞれ設備に応じてということで、このようなマトリックスがございます。離隔距離8メートル、2メートルとか、それぞれガス事法と液石法で、ここの赤枠の部分に違いがありましたということでございます。離隔距離なので、数字が大きい方が厳しいのです。例えば8メーターとガス事法で規定されている部分が、液石法では2メートルということであると、これはガス事業法側の基準のほうが厳しいということになります。

そこで、この違いをどうするかというところでございますが、2ページ目以降でまとめさせていただいてございます。2ページ目は、設備構成の違いと供給圧力の違いをお示ししてございますけれども、ご承知のとおり、ガス事法における旧簡易ガス事業というのは何なのかというところでございます。設備は、いわゆるボンベをもちらながら、各戸に供給するという形態においては全く一緒と。ただ、供給する規模が、具体的には70戸以上がガス事法の旧簡易ガス、ありていに申し上げますと、69戸以下が液石法のLPGガス販売と、このような形になっているわけでございますが、設備構成に違いはないということ、それから供給圧力についてもその差異はない、というところでございます。

そこで、3ページ目が整合化の考え方をまとめさせていただいてございますけれども、基本的な考え方は、設備は一緒ということであればリスクも一緒というはずなので、したがって、液石法側に合わせますというような内容になってございます。ただ、ガス事業法の特定ガス発生設備と呼ばれるのが、いわゆるボンベが置いてある設備なのですから、特定ガス発生設備の中には液石法の対象外となる設備があるということで、以下2点、小さくて申しわけないのですが、受扱設備を設置している場合と、圧力が1メガパスカル以

上となる気化器を設置している場合というところがございます。この部分の例外については、引き続きガス事業法のこれまでの基準を維持するというようなことが結論になってございます。

4ページ目が対応方針ということで、この表が、今申し上げたところをまとめた表になってございます。それぞれの貯蔵能力に応じて、容器なのか、バルク貯槽なのか、あるいは貯槽なのか、A・Bのパターンに対して、液石法の今の、例えば2メートル、あるいは5メートルというものを適用する。「ただし」とブルーに書いてあるところが、例外について8メートル以上、これは元々ガス事業法の基準とされていた部分ですが、この部分については、引き続き8メートル以上とするということで整理をしたいと。こちらにつきましては、都市ガスの関係ということでございますので、先週3月1日開催のガス安全小委において、この整合化案については、ご了承いただいたということで、この方向で進めていきたいと思っております。

その他、色々と違いがある部分を抽出いたしてございます。最後のページでございますけれども、その他不整合となっている項目についてということで、まずは今、申し上げた火気取扱設備との距離、最後のページの一番上の緑色のところ、ここを措置するということが非常に大事なのかなというところでございます。その他の項目については、引き続き内容精査を進めながら、必要があれば措置していきたいと考えてございます。いずれにせよ、平成31年度内での措置ということが求められているということで、引き続き検討していきたいということでございます。

それから資料変わりまして、4-2でございます。資料4-2は、認定液化石油ガス販売事業者制度のエンブレムの制定について、と書かせていただいてございますが、いわゆる1号認定、2号認定で、1号認定についてはゴールド保安認定と通称させていただいてございます。先ほど250者と申し上げたところでございますが、そちらにつきまして、実際に認定を受けられていらっしゃる方のお声を聞いていると、普及のためのツールが欲しい、エンブレムを作りたいというご要望もいただいているところでございました。そのため、エンブレムを制定していきたいと思っておりまして、具体的には1ページ目の左に書いてございます。1号認定、これは私ども、ゴールド保安認定と呼んでございます。それから2号認定というところ。イメージとしては、右の点線で書かせていただいてございますが、LPを中心に通信でつながるというようなイメージで、こちらにつきましては私どもの広報事業の予算を使いながら、こういったデザインを考えさせていただいたとい

うところでございます。

今後の予定でございますが、青枠の一番最後に書かせていただいてございます。喫緊に使用規約というものを私どもの方で作りながら、それぞれのデザインをリリースしていくたいと考えてございます。

以上でございます。

○橘川委員長 どうもありがとうございました。

4-1、4-2で大分タイプが違う話題ですけれども、いかがでしょうか。佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 ガス石油機器工業会ですけれども、ガス事業法と液化石油ガス法の違いで、ガス機器に接続する法律が違うのです。ガス事業法では任意なのですけれども、液化石油ガス法ではLP設備士という国家試験になります。ですから同じ、ガス栓から器具までの接続なのですけれども、LP用と都市ガス用の両方の資格をもっていないとつけられないということになる。しかも、LPの方は配管までというか、ねじ切りまでしなくてはいけないという非常に広範囲になっていて、ガス機器を接続するのに関係ないことまでいろいろ勉強しなければいけない。もう電気とガスが合意になっていますので、都市ガスとプロパンも、ガス機器への接続は同じようにしていただきたいということで検討をお願いしたいと思います。

○橘川委員長 他にご意見、ご質問をいただいて、事務局に答えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

では、とりあえず今の件についていかがでしょうか。

○田村ガス安全室長 どうもありがとうございました。そのようなお声というのは、多分に私どもにおいても聞き及んでいるところでございます。ガス事業法と液化石油ガス保安法の現場レベルでの取り扱いの違いとか、そういったところをよくお聞きしてございます。

もちろん、私どもとしても整合化できる部分は整合化していきたいと考えてございますが、大前提として、法律の建て付けが全く違うというのがあります。すなわちガス事業法は、工事で申し上げますと工事、維持、運用の一体的な運用を、いわゆるガス事業者がガス主任技術者という国家資格者を置きながら監督をして、工事現場も含めて監督するという、法律上の建て付けになっています。

一方、LP法は、LP販売事業者に工事の責任はございません。要するに、そこは士制度としての設備士というところ、個人というと語弊がありますけれども、そういう資格者

が現場施工をしっかりするというところで保安責任が担保されるというような、そういう建て付けの違いがございます。ただ、仰るとおり、どこをどうねじ切るとか、そういった部分についての違いというものが、どう考えても一緒ではないかという話があれば、私どもとしてもしっかりと想えていきたいとは思っております。

以上です。

○佐々木委員 器具を設置するのは、都市ガスもプロパンも一緒です。何も違いません。ガス栓から器具までだけですから、LPと都市ガスの違いは何もないと私は判断しますので、ぜひ前向きに検討をお願いします。

○橘川委員長 他はいかがでしょうか。吉川委員、お願ひします。

○吉川委員 ちょっと的が外れていたらごめんなさい。今のご指摘の中でちょっと気になつたのは、都市ガスの場合は上流というのでしょうか、上流で色々なところにつながつてしまっているというのがあるので、ガス機器の接続といつても、ひとたび事故が起こると、いろいろな影響というのも比較にならないという恐れもあるのではないかと勝手に考えていて、法律の建てつけの問題ももちろんあるとは思いますけれども、事業者の責任、監督のもとにやらなければいけないということだけでなく、やはり工事の人が背負うべきものも多少違うのではないかと、一般消費者というか、素人のレベルでは少し思いました。

あと、全く違うことですが、エンブレムは、ちゃんと保安を重視してやっていらっしゃる方に、やはりアピールとして、そこの見返りというか、インセンティブがないといけないと思うので、大変いい工夫だなと思いました。

以上です。

○橘川委員長 他はいかがでしょうか。どうぞ。

○田村ガス安全室長 吉川先生からもご指摘いただきまして、ちょっと言葉足らずだったところがありますけれども、法律の建て付け論から申し上げてしまって、誠に申しわけございません。その意味では、そういった建て付けになっている背景が、いわゆる業態であり、それからシステムの違いであり、というところでございますので、当然、意識しながら法律は作られていると。ただ、先ほど保安の規制整合化でお示ししたとおり、やはりまだまだ違うというところが残されている部分がある。それが、特に競争環境上、非常に問題となっているという部分があれば、私どもとしても引き続きしっかりと、その整合化を図っていくべきだと考えてございます。

以上です。

○橘川委員長 他はいかがでしょうか。

今、田村室長が言われた点、非常に重要で、都市ガスの制度改革のワーキンググループも動いているわけですが、そこでマンション等に一括受ガスという話が出てきまして、それは、基本的には一括受ガスを、この時点では認めないとという方針になったわけですから、内管の保安は導管事業者が行うという、今の保安規制がそこで非常に大きな影響を与えていたります。それ自体が正しいかどうかについては将来的に考えてみる必要があるというような意見もかなり強く出ています。今の保安の資格についても、片や国家資格で、片や、いわば民間の資格という形で、どっちがとりにくいのかというと、実は微妙なところがあって、民間の資格は国家資格ほど透明ではない可能性もあるので、それが一つの参入障壁になる可能性もあるというようなことも前から指摘されている点でありますので、今後、保安の問題と自由化の枠組みの問題というのは、色々な切り口で、色々議論になっていくのではないかと思います。

では、よろしいでしょうか。本日は活発なご議論をいただきました。議題は以上なのですが、ここで全体を通じまして、米田審議官と福島審議官からご発言を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○米田産業保安担当審議官 非常に盛りだくさんの資料の中を、効率的な議論を進めていただき、ありがとうございました。

最初の方に他工事の事故の防止の件とか、また質量販売の件とかで非常に的確なご指摘をいただきまして、我々、大変勉強になりました。

ご紹介したとおり、次期保安対策指針においては、消費者も含めた多様な主体をどう入れ込んで、全体の保安を高めていくかという観点で我々、検討してまいります。それに当たって、大変貴重なご示唆をいただいたと思っております。

また、次回までに個別にも色々お知恵を貸していただこうと思いますが、どうか引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○福島技術総括・保安審議官 いろいろな貴重なご意見、ありがとうございました。

ガスだけに限らないのですが、今、保安をやっている者として肝に銘じたいのは、当然、技術の進展があって、それから自由化も含めて、使い方とか、主体も変化をしていくと。そういう中で、規制が後追いにならないようにしたいなとは思っています。最終的な合意は当然、使っている方——消費者であったり、事業者の人であったり——が安全にとい

うのが大前提ではあるのですけれども、より安全にしたいのに、規制があって使えないとか、そういうことはないようにしたいという視点で、各種、不整合であったり、色々な点については直していきたいと思います。

もう一点は、冒頭、委員長からありましたように、こういった日本の良い制度を、日本だけではなくて海外に展開していくことが、ある意味、国際貢献にもなるのかなという気がして、当然、ビジネスという点はありますけれども、それに加えて、海外でも安全というのはだんだん大事になってきていると思いますので、そういう点も含めて、日本の強い安全・安心の技術であったり、文化を海外に展開できるように、これからもしてまいりたいと思いますので、引き続きご協力をお願いいたします。

○橘川委員長 ありがとうございます。

事務局からいかがでしょうか。

○田村ガス安全室長 それでは最後でございますが、本日の議事要旨につきましては、事務局で作成いたしまして、事務局の文章責任でホームページ上に公開したいと思っております。また議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後に公開することを予定いたしてございます。追って事務局で確認依頼をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○橘川委員長 本日は活発なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。
以上をもって本日の会議を終了させていただきたいと思います。お疲れさまでした。

——了——